

前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令 前払式支払手段発行保証金規則 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直し	令和3年6月30日
資金移動業に関する内閣府令 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の改正に伴う、個人である顧客に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けるための改正等	令和4年4月1日

また、前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式第5号誓約書につきまして、令和4年1月、金融庁より、金融庁ホームページ上の掲載内容に誤りがあったため訂正した旨の連絡がありました。

これらにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

併せて、一部、編集時の誤植がございました。お詫びして訂正いたします。誤植の訂正につきましても、以下の表中に記載しております。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
101	前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式別紙様式第5号	私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号ロに該当しないことを誓約します。	私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号イ及びロに該当しないことを誓約します。
103	別紙様式第9号	(削除)	印

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
104	別紙様式第10号	(削除)	印
113	別紙様式第22号	(削除)	印
124	前払式支払手段 事務ガイドライン 別紙様式 別紙様式12	(削除)	印
131	前払式支払手段 発行保証金規則 様式 様式第8	(削除)	印
178	前払式支払手段 に関する内閣府 令	<u>(個人利用者情報の漏えい等の報告)</u> <u>第四十四条の二 前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</u>	(新設)
198	前払式支払手段 発行保証金規則	(調書の作成) 第十二条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を <u>作成</u> しなければならない。 (以下略)	(調書の作成) 第十二条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を <u>作成し、これに署名押印</u> しなければならない。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
210	事務ガイドライン	<p>Ⅱ-2-1-1 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 内閣府令第23条の2第1項第3号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、<u>Ⅱ-2-9</u>を踏まえたものとなっているか。</p>	<p>(以下略)</p> <p>Ⅱ-2-1-1 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 内閣府令第23条の2第1項第3号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、<u>Ⅱ-9</u>を踏まえたものとなっているか。</p>
211		<p>Ⅱ-2-3 利用者に関する情報管理態勢 利用者に関する情報の適切な取扱いについては、内閣府令44条及び第45条の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び<u>同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な措置が確保される必要がある。 また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。以上を踏まえ、前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>Ⅱ-2-3 利用者に関する情報管理態勢 利用者に関する情報の適切な取扱いについては、内閣府令44条及び第45条の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び<u>同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な措置が確保される必要がある。 また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。以上を踏まえ、前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
241		<p>Ⅱ-2-3-1 主な着眼点 (1) (略) (2) 個人情報管理 ①～③ (略) ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第12条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ-2-6 書面・対面による手続きについての留意点 <u>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u> <u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u> <u>また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足</u></p>	<p>Ⅱ-2-3-1 主な着眼点 (1) (略) (2) 個人情報管理 ①～③ (略) ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第11条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ-2-6 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点 <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口(以下「e-Gov」という。)を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u> <u>ただし、基準日報告書については、当面の間、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)第4条第2項ただし書に規定する措置として以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受け付けることも可とする。</u> (1) <u>主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長が、事前に、基準日報告書の提出に係る前払式支払手段発行者の電子メールアドレスについて把握していること。</u> (2) <u>当該財務局長から、当該前払式支払手段発行者に対し、</u></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
242		<p><u>を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、前払式支払手段発行者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、Ⅲ-2-7に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを推奨するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-7 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p><u>Ⅲ-2-6を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p>	<p><u>上記(1)の電子メールアドレスからの基準日報告書の提出を受ける旨、電子メールを用いて連絡が行われていること。</u></p> <p><u>(3) 当該前払式支払手段発行者が、上記(2)の連絡を受けた後、当該財務局長に対して、上記(1)の電子メールアドレスから基準日報告書を送信すること。</u></p> <p>(新設)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等)並びに発行保証金に係る権利の実行の申立ての申立ての申立ての手続及び前払式支払手段に係る債権の申出の手続に関する添付書類については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p>	